

守口市防災協力事業者の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災協力事業者の登録の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災協力事業者」とは、市の区域内に住所又は事業所若しくは事務所を有する個人又は法人その他の団体（以下「事業所等」という。）であつて、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合に、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる事項のいずれかを行うこと（以下「防災協力」という。）ができるものとして、第4条第1項の規定による登録をしたものをいう。

- (1) 市及び被災者に対し、労務、技術、資機材等を提供すること。
- (2) 被災者に対し、食料品、飲料水、日用品等を提供すること。
- (3) 駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等を避難場所として開放すること（次号及び第5号に掲げるものを除く。）。)
- (4) 水害時に一時的に使用する避難場所を開放すること（次号に掲げるものを除く。）。)
- (5) 高齢者、障害者その他介護の必要な者が利用できるよう整備された施設を避難場所として開放するとともに、これらの者に対し介護を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災者に対し必要な協力、支援を行うこと。

(防災協力事業者の登録の申請)

第3条 防災協力事業者の登録の申請をしようとする事業所等は、守口市防災協力事業者登録届を市長に提出しなければならない。

(防災協力事業者の登録等)

第4条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、当該事業所等を防災協力事業者として登録するとともに、守口市防災協力事業者登録証を当該防災協力事業者に交付するものとする。

2 市長は、事業所等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員に該当するときその他市長が防災協力事業者として適当でないと認めるときは、当該事業所等を防災協力事業者に登録しないものとする。

(防災協力事業者の登録の抹消)

第5条 防災協力事業者は、登録の抹消を届け出ようとするときは、防災協力

事業者登録抹消届出書に守口市防災協力事業者登録証を添えて市長に提出しなければならない。

2 前条に規定する場合のほか、市長は、防災協力事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 死亡し、又は廃業したとき。

(2) 市の区域外に転出したとき。

(3) 前2号に掲げるほか、防災協力事業者として登録することが適当でないと思われるとき。

3 前2項の規定により登録を抹消された事業所等は、速やかに、守口市防災協力事業者登録証を市長に返却しなければならない。

(経費の負担)

第6条 防災協力に関する経費については、防災協力事業者が負担するものとする。

(防災協力事業者の公表)

第7条 市長は、防災協力事業者の名称、所在地、当該防災協力事業者の行うことができる防災協力の内容を、市のウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災協力事業者の登録に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。